

国民年金は誰もが加入する制度です！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などよって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

第1号被保険者

◆自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

第2号被保険者

◆会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

第3号被保険者

◆第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。



人間っていいな
きつねんさんは
ないのかな？

国民年金保険料の納付には

口座振替がご利用になれます

国民年金保険料の納付は
口座振替が、お得です！

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とされることにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年前納（1年度分及び上期6カ月分は、2月末までにお申し込みください）もあり、大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

赤平市市税等収納向上対策本部

介護保険料の納め忘れ・滞納にはご注意ください！

介護保険でサービスを利用されるとき、利用者はかかった費用の1割を負担いただくだけで、あとの9割は介護保険から給付されます。納付期限から1年以上、特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて、次のように保険給付を制限されますのでご注意ください。

〔1年以上滞納する時〕

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分（費用の9割）が支払われる形となります。

〔1年6カ月以上滞納する時〕

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。

〔2年以上滞納する時〕

利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。※滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡って納めることができなくなりますのでご注意ください！

介護健康推進課 介護福祉係 ☎ 32-2217

納期を守ろう！
2月28日(月)までに
納入しましょう！

【今月の納税】
国民健康保険税 第8期
後期高齢者医療保険料 第8期
介護保険料 第6期

■ 事務局 ■
税務課納税係
☎ 32-2219

市税等の納入は口座振替に！
口座振替をご希望の方は、
市役所税務課納税係まで
ご連絡をお願いします。